

税のお知らせ

12月の納税等

- 固定資産税／第3期
- 国民健康保険税／第6期
- 後期高齢者医療保険料／第6期
- 保育料／12月分
- 納期限／12月27日(金)

納期限内の納付にご協力ください。納付書にe-LiQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジツト納付)を利用して納付が可能です。また、e-LiQRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替の利用もできます。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。本年中に土地の現況地目が変わったり、家屋が取り壊された場合には**早急に届出をお願いします**。届出がないと、変更となっていることや取り壊されていることがわからず、翌年度以降も変更・滅失前そのまま課税されることがありますので、

ご注意ください。

●登記のある固定資産の所有者変更や取り壊し

- ◎土地の所有者変更や分筆等した場合
移転登記をしてください。
- ◎登記をしている家屋の所有者変更や取り壊しをした場合
移転または滅失登記をしてください。

- ◎法人登記の所在地を変更した場合
法人登記を変更しても、固定資産税の所在地は変更されませんので、不動産登記の所在地も変更してください。

●問合せ先
津島法務局
☎2612423

●登記をしていない家屋の所有者変更や取り壊し

- ◎所有者を変更した場合
「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。

■必要書類

- ①未登記家屋所有者変更申請書
(「税務課窓口または村公式ホームページ」↓暮らし↓税金↓固定資産税にて入手できます。)
- ②売買契約書または遺産分割協議書の写し
- ③関係者全員の印鑑証明書の写し

◎取り壊しをした場合

- 「建物滅失届」を提出してください。

■必要書類

- ①建物滅失届(「税務課窓口または村公式ホームページ」↓暮らし↓税金↓固定資産税にて様式を入手できます。)
 - ②建物取り壊しの契約書の写し
 - ③解体業者の取り壊し証明書
 - ④建物が存在したことが分かる写真
真および建物が滅失したことが分かる写真
- 問合せ先
総務部税務課

税務署からのお知らせ

令和7年1月の申告相談は事前予約制です

令和6年分の所得税・消費税および贈与税の確定申告については、令和7年1月上旬から国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」でサービスを開始予定です。「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、所得税・消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信ができます。

税務署での令和7年1月の申告相談については、事前予約制で行います。事前予約は、令和6年12月2日(月)から開始する予定です。※予約枠の数に限りがありますので、ご了承ください。

●問合せ先

津島税務署 個人課税第一部門
☎2612161(代表)

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。



国税庁ホームページ

